

令和7年2月 農業委員会議事録

開催日：令和7年2月25日（火）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時57分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 7年 2月25日（火）

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	三ツ木 宗 一	出	8	豊 田 佳 樹	出
2	石 塚 健 造	出	9	小 林 博	出
3	田 口 勲	出	10	中 島 満	出
4	坂 卷 慎 一	出	11	瀬 尾 守	出
5	白 鳥 みどり	出	12	金 子 繁 雄	出
6	山 崎 保 夫	出	13	小野寺 美佐子	出
7	荻 島 元 治	出	14	山 崎 明 美	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	川 上 政 己	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	川 上 嘉 夫	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	須 賀 英 夫	出	13	原 田 正	出
7	高 島 豊	欠			

5. 出席者 事務局長 関 根 正 和
統括主幹 上 原 誠
主 幹 窪 田 知 美

（説明員） 開発指導課副課長 菅 沼 寛

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について

第5号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

③ 報 告

第1号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

第3号報告 目標地図素案について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時47分

9. 会議の内容

局 長

本日は、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長

おはようございます。寒い中、ご苦労さまです。寒い中といっても、今日の午後から10度を超えて、週末には20度ぐらいになるということで、暖くなるような天気予報でございます。

今日のテレビのニュースでもやっていましたが、毎日のように寒波で、日本海側のほうは大雪という雪のニュースしか出てきませんが、この辺りは二、三日前に神奈川のほうで少し雪が降ったみたいですけども、幸いこちらは本当の空っ風で、田んぼをうなって、ほこりで、住宅のそばは怒られてしまうから作業はできないというのが現状です。

テレビのデータだと今度の土日は20度で、月、火、水と雨の模様で、火曜日は雪だという予報が出ていました。寒さももう一度来た後は、ずっと暖かく、天気予報で3月7日までは例年より暖かい日があると言っていたのですが、その後、第2週からは平年並みの気温だそうです。

取りあえず寒さ暑さ、本当に温度変化には十分気をつけていただいて、もう間もなく3月、田んぼの準備も忙しくなりますので、十分に留意して、雨が降れば多少インフルエンザのはやりも減ってくるのかなと思いますが、今のところ乾燥し過ぎていますから、あちこちで火事があると、必ず年配者が犠牲になっていますので、我々もそういう年代に近づいていますので、ぜひ火元には気をつけていただきたいと思います。

それと、何かこのところまた小規模な地震ですけども、山梨もあったし、仙台でもありましたが、自然が相手では勝てませんけれども、いろんな自然災害が起きますので、ぜひともいろいろと災害があっても対応できる準備はしなくてはいけないのかなと思っておりま

局 長

す。

昨日は、所沢で水道管が破裂したり、そういう公共設備も老朽化していますが、我々も老朽化ですので、体に十分気をつけて農作業に励んでいただきたいと思います。

言葉整いませんけれども、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

本日は全員出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から8番の豊田委員、9番の小林委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

統 括 主 幹

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局より説明願います。

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は2万3,410平方メートルです。通作距離は0.3キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め3名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は5,144平方メートル、通作距離は2.0キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め6名です。

続きまして、3番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は2,840平方メートルです。通作距離は0.4キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め3名です。

続きまして、4番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面

議 長

積は8,128平方メートルです。通作距離は0.1キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め3名です。

以上4件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番について推進委員12番の松沢委員、2番について推進委員10番の鈴木委員、3番について推進委員2番の川上委員、4番について推進委員1番の小早川委員よりお願いいたします。

それでは、1番について松沢委員よりお願いいたします。

1 2 番推進委員
(松 沢 委 員)

1 番の件について説明します。

2月21日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑で、現地にハウスが設置されており、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は世帯内贈与であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

続いて、2番について、鈴木委員よりお願いいたします。

1 0 番推進委員
(鈴 木 委 員)

2 番の件について説明します。

2月21日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、現地は農地として管理されております。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

続いて、3番について川上委員よりお願いいたします。

2 番推進委員
(川上(政)委員)

3 番の件について説明します。

2月21日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田であり、現地は農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従

議長

1 番推進委員
(小早川委員)

議長

全員
議長

議長

統括主幹

事者についても問題はありません。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

続いて、4 番について小早川委員よりお願いいたします。

4 番の件について説明いたします。

2 月 21 日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第 2 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。

議案書の 2 ページを御覧ください。

第 2 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1 番の概要ですが、転用目的は貸駐車場です。転用理由といたしまして、申請地近くの複数の住民から駐車場として貸してほしいとの強い要望があったことと、申請者が代表を務める会社の所有する車両を駐車するためのもので、駐車スペースに困っている方に協力できればと考え申請に及んだものです。

議 長

1 1 番 委 員
(瀬 尾 委 員)

議 長

全 員
議 長

議 長

統 括 主 幹

本件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を瀬尾委員よりお願いいたします。

1 番の件についてご説明いたします。

2月13日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は貸駐車場であります。北側の既存トタン塀部分を除いて、周囲は申請者が所有する宅地であるため、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から5番について、事務局より説明願います。

議案書の3ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から5番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1 番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の賃貸住宅に夫婦と子供 2 人、計 4 人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になり、将来のことを考え、子供を伸び伸びと育てられる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は実家にも程近く、将来、子育ての支援や両親の介護等、お互い困ったときなど協力し合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、2 番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在、市内の賃貸住宅に居住しておりますが、将来のことを見据え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親の住む住宅にも近く、老後の介護等、お互い困ったときなど協力し合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、3 番の概要ですが、転用目的は駐車場の敷地拡張です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和45年に市内に本店を置き、主に貨物自動車運送事業を営む法人です。現在、2カ所の駐車場を賃借していますが、手狭になり、車両の出入りにも支障を来しており、来客者用の駐車場を含め新たに駐車場を計画し、土地を探していたところ、申請地は本社にも近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、4 番の概要ですが、転用目的は園庭、駐車場の敷地拡張です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和46年に市内に学校法人を設立し、幼稚園の運営をしていますが、年々園児が増え、園庭が狭くなり、外遊びの時間には園庭が園児でいっぱいになり、大変危険な状態なため、新たに園庭の増設を計画し、土地を探していたところ、申請地は現在使用している園庭及び駐車場の隣接地で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、5 番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の賃貸住宅に夫婦と子供 1 人、計 3 人で居住しておりますが、手狭になり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は祖父母の住宅にも程近く、子育て

議 長

の助力を得ることも可能で、祖父母や両親に何かあったときなどに駆けつけることができる等、協力し合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番及び2番について瀬尾委員、3番について小林委員、4番について小野寺委員よりお願いいたします。5番については、私から説明いたします。

1 1 番 委 員
(瀬 尾 委 員)

それでは、1番及び2番について瀬尾委員よりお願いいたします。

1番の件についてご説明いたします。

2月13日に現地確認を行っております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅であります。北側出入口部分を除いて、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、2番の件についてご説明いたします。

2月13日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅であります。南側出入口部分を除いて、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

議 長

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

9 番 委 員
(小 林 委 員)

3番について小林委員よりお願いいたします。

3番の件について説明します。

2月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場の敷地拡張です。北側既存一体利用の駐車場部分を除き、周

議 長

1 3 番 委 員
(小野寺委員)

議 長

1 0 番 委 員
(中 島 委 員)

開発指導課副課長

議 長

1 0 番 委 員
(中 島 委 員)

6 番 委 員

囲を既設及び新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすことはない判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

4 番について小野寺委員よりお願いいたします。

4 番の件についてご説明いたします。

2 月 13 日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は園庭、駐車場の敷地拡張です。既存園庭接続部分を除き、周囲を既設及び新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

5 番について私から説明いたします。

5 番の件について説明いたします。2 月 17 日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側及び西側の接道部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

中島委員。

1 番の件についてなのですが、こちらの敷地には接道要件が必要だと思っております。この図面から見た限り接道していないように見受けられますが、説明お願いしたいと思います。

それでは、ご説明をいたします。

敷地につきましては、一体利用地である雑種地が接道しております。

以上でございます。

よろしいですか。

分かりました。

今の件なのですが、道路幅は大分狭いですが、工事用の車両はどの

(山崎委員)		ように入っていくのでしょうか。
統括主幹		現地は実際に雑種地のほうにもう共用道路が砂利道できておりまして、工事車両等の搬入には特に問題はないかと思います。
議長		よろしいですか。
		ほかに。
全員		なし。
議長		ほかにないようですので、以上で質疑を終結いたします。
		続いて、採決を行います。
		原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
		[挙手全員]
議長		挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。
		続きまして、第3号議案の6番から13番について事務局より説明願います。
統括主幹		議案書の3ページから5ページを御覧ください。
		第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての6番から13番について説明します。
		番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。
		それでは、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市外の社宅に夫婦と子供4人、計6人で居住しておりますが、将来のことを考え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は弟の所有する土地で譲渡されることになりました。申請地は親の住む家にも近く、親の面倒等、お互い困ったときなど協力し合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。
		なお、平成26年4月21日付春農振第45007号で所有者の自己用住宅敷地として農地法第4条許可を得ましたが、勤務先の都合により自己用住宅の建築が不要になり、令和6年12月10日付で許可取消しとなっております。
		続きまして、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由と

いたしまして、譲受人は現在、市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、将来のことを考え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は実家にも程近く、将来、子育ての支援や両親及び祖父母の老後の手助け等、お互い困ったときなど協力し合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、将来のことを考え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親の住宅にも程近く、子育ての支援や両親の老後の手助け等、お互い困ったときなど協力し合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、高齢の母の住む住宅の近くに自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は母親の住む家にも近く、コンビニエンスストアや日用品店があり、環境もよく、子育ての支援や両親の手助け等、お互い困ったときなど協力し合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の親族の住宅に夫婦で居住しておりますが、将来のことを見据え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親の住む家にも程近く、将来、子育ての支援等、お互い困ったときなど協力し合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は沿道サービス施設（コンビニエンスストア）です。転用理由といたしまして、借人は昭和14年に市外に本店を置き、主に物品販売業を営む法人です。沿道サービス施設としての要件は、自動車の運転者及び同乗者に飲食物の提供及び休憩、休息をしていただくことにあり、多くの自動車の交通量がある場所で土地を探していたところ、申請地は県道越谷流山線と市道の交

わる場所にあり、大型車など大変に交通量の多い場所で、沿道サービス施設としての目的を達するのによい場所と考え計画したところ、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市外の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭になり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには公園や大型商業施設があり、子育てする環境も整っていて、両親の住宅にも程近く、祖父母や両親の介護等、お互い困ったときなど協力し合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、13番の概要ですが、転用目的は住宅敷地の拡張です。転用理由としまして、借人は現在、申請地の隣地に夫婦で居住しておりますが、敷地が狭く、草木を育てる庭や自家用車の駐車スペースを設けるための土地を探していたところ、隣接する土地を借り受けできることになり、申請に及んだものです。

以上、8件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を6番から10番について田口委員、11番から13番について石塚委員よりお願いいたします。

3 番 委 員
(田口委員)

それでは、6番から10番について田口委員よりお願いいたします。

それでは、まず6番の件について説明をいたします。

2月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。現地には隣地との境界に既設コンクリートブロックが設置されており、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、7番、8番、9番につきまして一括して説明をさせて

議 長
2 番 委 員
(石塚委員)

いただきます。

同じく2月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。いずれも出入口部分を除き周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、10番の件について説明をいたします。

同じく2月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側及び西側に既存のコンクリートブロックが設置されており、北側の水路との境界に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

11番から13番について石塚委員よりお願いいたします。

11番の件について説明します。

2月13日に現地を確認しております。申請地の現況は4筆が畑、1筆が田で、転用目的は沿道サービス施設（コンビニエンスストア）です。北側及び東側は道路に隣接しており、西側及び南側にはコンクリートブロックとネットフェンスを新設することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、12番の件について説明します。

2月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。西側の既設コンクリートブロックを含め、周囲をコンクリートブロックで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、13番の件について説明します。2月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅の敷地拡張です。南側の既存宅地との接続部を除き、周囲にフェンスを新設することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

全
議

員
長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について事務局より説明願います。

統 括 主 幹

農用地利用集積計画の根拠法である農業経営基盤強化促進法が改正され、農用地利用集積計画は、法の本則からは削除されました。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、令和5年4月1日の施行日から起算して2年を経過する日までは、従前の例により新たに定めることができるとされています。このため施行日以前の旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定に当たり農業委員会にご審議をお願いするものです。

それでは、議案書の6ページ及び7ページを御覧ください。第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

1番、面積は9,886平方メートル、新規で、期間は10年です。

2番、面積は1,303平方メートル、新規で、期間は10年です。

以上2件の計画案は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

議
全
議

長
員
長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたし

議

長

ます。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、第5号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての概要について、事務局から説明願います。

統括主幹

これまでの農地の貸借というと、地権者と耕作者が直接相対で貸借をしていた農用地利用集積計画と、中間管理機構が地権者から借りて耕作者に配分する農用地利用配分計画の2つに分かれていました。しかし、令和5年度から2つに分かれていた制度を同時に行う農用地利用集積等促進計画に統一化されました。統一化されたといっても、令和7年3月31日までは農用地利用集積計画も制度としては残ります。

この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法第18条第3項の規定により、農地中間管理機構がこの計画を定める場合には、農業委員会の意見を聞くものとされています。

農地中間管理事業の農地の貸し借りについて申し上げますと、まず利用権設定の制度の下で、埼玉県農地中間管理機構の指定を受けている埼玉県農林公社が、地権者から農地を借り受けます。

次に、埼玉県農林公社が地権者から借り受けた農地を借受け希望者に転貸することを定めるのが、この農用地利用集積等促進計画になります。

概要は以上です。

議

長

第5号議案の1番については議事参与制限のある案件でございます。●番の●●委員は退席を願います。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩時刻：午前10時40分）

（●番 ●●委員退室：午前10時40分）

（再開時刻：午前10時41分）

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

統括主幹

第5号議案の1番について、事務局より説明願います。

それでは、議案書の8ページを御覧ください。

第5号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての1番について説明します。

番号、農地中間管理機構に農地中間管理権の設定を行う者、農地中間管理機構から賃借権または使用貸借権の設定を受ける者、筆数、設定面積、期間の順に読み上げます。

1番、筆数は1筆、面積は459平方メートル、期間は3年です。

本件の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する農地は、全てを効率的に利用し、耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事する者を考慮して作成されており、各要件を満たしていると考えます

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全員

なし。

議長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、本計画案に対する意見はございませんか。

全員

なし。

議長

意見はないということでございますので、続いて採決を行います。

原案のとおり賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議長

挙手は全員でございますので、意見なしと決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩時刻：午前10時42分）

（●番 ●●委員入室：午前10時42分）

（再開時刻：午前10時43分）

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、第5号議案の2番について事務局より説明願います。

統括主幹

それでは、議案書の8ページを御覧ください。

第5号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての2番について説明します。

番号、農地中間管理機構に農地中間管理権の設定を行う者、農地中間管理機構から賃借権または使用貸借権の設定を受ける者、筆数、設定面積、期間の順に読み上げます。

2番、筆数は1筆、面積は998平方メートル、期間は10年です。

本件の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する農地は、全てを効率的に利用し、耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事する者を考慮して作成されており、各要件を満たしていると考えます

事務局からは以上です。

議
全
議

長
員
長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、本計画案に対する意見はございませんか。

全
議

員
長

なし。

意見はないということでございますので、続いて採決を行います。

原案のとおり賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、意見なしと決定いたします。

続きまして、報告でございます。

事務局よりお願いいたします。

統括主幹

それでは、報告させていただきます。

議案書の9ページから10ページです。第1号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、5件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

続きまして、議案書の11ページから15ページです。第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、17件の届

議

長

出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

第1号報告及び第2号報告についての届出は、添付書類も含め完備していただきましたので、事務局長専決によりこれを受理し、通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の16ページです。第3号報告 目標地図の素案について、本件は、令和6年12月の委員会においてご審議いただいた地域計画区域図のうち、西新井・長島集積地区の素案が別紙のとおり示されましたので、報告いたします。

報告事項は以上です。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、3月25日火曜日、午前10時からこの会議室で行います。

局

長

会長、ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、荻島職務代理からご挨拶をお願いいたします。

職 務 代 理

本日は農業委員会に出席ありがとうございます。花粉が飛ぶシーズンになって、私もやはり憂鬱なのですけれども、体に気をつけて、また来月の農業委員会に出席お願いいたします。本日はご苦労さまでした。

局

長

ありがとうございました。

本日の総会はこれにて閉会といたします。

(閉会時刻：午前10時47分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和7年 2月25日

議 長

署名委員

署名委員